

奈良市公報

第 3 5 7 号

(平成30年6月前半分)

平成30年7月2日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
製作 株式会社春日

目次

条 例

- 奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例……………2
- 平成30年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正
予算等の要領……………2
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービ
ス事業者の指定の取消し……………4
- 放置自転車等の処分……………4
- 平成30年度国民健康保険料の保険料率の決定……………4
- 平成30年度国民健康保険料の減額の額の決定……………5
- 公営企業の財政状況の公表……………5
- 財政状況の公表……………12
- 奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱の一部を改正す
る告示……………14
- 予防接種の実施の一部改正……………14
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出(2件)……………14
- 督促状の公示送達……………15
- 奈良市議会定例会の招集……………15
- 開発行為に関する工事の完了……………15
- 放置自転車等の保管……………15
- 住居番号の設定……………16
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃
止の届出……………16
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………16
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………16
- 放置自転車等の保管……………16
- 都市計画事業の認可に係る図書の写しの公衆縦覧……………16
- 都市計画道路事業の事業計画の認可の告示……………17
- 開発行為に関する工事の完了(3件)……………17
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービ
ス事業者の指定……………18
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービ
ス事業者の廃止……………18
- 障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業
者の廃止……………19
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業
者の廃止……………19
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の廃
止……………19
- 放置自転車等の保管……………20
- 形質変更時要届出区域の指定の一部解除……………20

告 示

- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の
廃止……………20
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指
定……………21
- 奈良市勤労者総合福祉センターの臨時休館……………21
- 自動車臨時運行許可番号標番号の失効……………21
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の
指定……………21
- 平成30年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示
送達……………21
- 放置自転車等の保管……………22
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃
止の届出……………22
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………22
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………22
- 建築基準法の規定による特例許可についての公開によ
る意見の聴取……………23
- 放置自転車等の保管……………23
- 予防接種の実施の一部改正……………23

公 平 委 員 会

- 勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益
処分についての審査請求に関する規則の一部を改正す
る規則……………23

公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………24

教 育 委 員 会

- 奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施
要綱……………24

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………27
- 公職選挙法の規定による本市の選挙人名簿の抄本及び
在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表……………27
- 大和高原北部土地改良区総代選挙の執行……………32
- 大和高原北部土地改良区総代選挙に用いる投票用紙の
様式……………32
- 大和高原北部土地改良区総代選挙における各選挙区
の選挙長等の選任……………32
- 大和高原北部土地改良区総代選挙における各選挙区
の選挙立会人の選任……………32
- 大和高原北部土地改良区総代選挙において使用する選
挙長の印(3件)……………33
- 大和高原北部土地改良区総代選挙において使用する選
挙長の事務取扱場所(3件)……………33
- 大和高原北部土地改良区総代選挙における候補者の届

出(6件).....33
 ○大和高原北部土地改良区総代選挙の無投票(3件)…36
 ○大和高原北部土地改良区総代選挙における選挙会場の設置(3件).....36
 ○大和高原北部土地改良区総代選挙における立会人の変更.....36
 ○大和高原北部土地改良区総代選挙の当選者.....37
 ○大和高原北部土地改良区総代選挙の当選証書の付与(2件).....38

農 業 委 員 会

○生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明に関する事務処理規程の一部を改正する規程.....39
 ○農業委員会総会の招集.....39

議 会

○議会運営委員会の委員の選任.....40

条 例

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月11日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第37号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例
奈良市議会委員会条例(昭和49年奈良市条例第52号)の

平成30年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計補正予算(第1号)

平成30年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ547,941千円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ559,041千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一部を次のように改正する。

第4条第2項中「11人」を「12人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成30年6月11日揭示済)

告 示

奈良市告示第342号

平成30年5月31日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成30年6月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成30年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)
- 2 平成30年度奈良市針テラス事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度奈良市針テラス事業
特別会計補正予算(第1号)

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
1. 諸収入		11,100	547,941	559,041
	1. 雑入	11,100	547,941	559,041
歳入合計		11,100	547,941	559,041

平成30年度奈良市の針テラス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ61,906千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,906千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
3. 繰上充用金		—	547,941	547,941
	1. 繰上充用金	—	547,941	547,941
歳出合計		11,100	547,941	559,041

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	正額	計
1. 手数料及び料数		90,000	61,906	151,906
	1. 使用料	90,000	61,906	151,906
歳入合計		90,000	61,906	151,906

歳出

款	項	補正前の額	正額	計
3. 繰上充用金		—	61,906	61,906
	1. 繰上充用金	—	61,906	61,906
歳出合計		90,000	61,906	151,906

(平成30年6月1日揭示済)

奈良市告示第343号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項第5号及び第9号の規定に基づき、下記のとおり指定居宅介護等事業者の指定を取り消しましたので、同法第51条第4号の規定により公示します。

平成30年6月1日

奈良市長 仲川元庸

指定取消の内容

- (1) 事業者の名称 株式会社寿寿
- (2) 事業者の所在地 大阪府東大阪市横小路町4丁目6-18
- (3) 事業所の名称 ケアサービス寿寿奈良
- (4) 事業所の所在地 奈良市神殿町164番地の1 神殿マンション3号棟102号
- (5) 指定取消年月日 平成30年7月1日
- (6) サービス種類 居宅介護、重度訪問介護

(平成30年6月1日揭示済)

奈良市告示第344号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59

年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成30年6月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
 - 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設
 - 3 処分年月日
平成30年6月1日
 - 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成29年11月2日、同月7日、同月9日、同月14日、同月16日、同月19日、同月21日及び同月28日
- (平成30年6月1日揭示済)

奈良市告示第345号

平成30年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第12条第3項、第12条の6の5第3項及び第12条の11第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年6月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額等の 100分の8.3

- (2) 被保険者均等割
被保険者1人につき 26,400円
- (3) 世帯別平等割
1世帯につき 24,600円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.1
 - (2) 被保険者均等割
被保険者1人につき 7,200円
 - (3) 世帯別平等割
1世帯につき 6,000円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.1
 - (2) 被保険者均等割
被保険者1人につき 16,200円
(平成30年6月1日揭示済)

奈良市告示第346号

平成30年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）第16条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する条例第12条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年6月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 基礎賦課額の減額の額
 - (1) 条例第16条第1項第1号アに規定する額 18,480円
 - (2) 条例第16条第1項第1号イに規定する額 17,220円
 - (3) 条例第16条第1項第2号アに規定する額 13,200円
 - (4) 条例第16条第1項第2号イに規定する額 12,300円
 - (5) 条例第16条第1項第3号アに規定する額 5,280円
 - (6) 条例第16条第1項第3号イに規定する額 4,920円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額
 - (1) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,040円
 - (2) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,200円
 - (3) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 3,600円
 - (4) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,000円
 - (5) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,440円
 - (6) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,200円
- 3 介護納付金賦課額の減額の額
 - (1) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 11,340円
 - (2) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 8,100円

- (3) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 3,240円
(平成30年6月1日揭示済)

奈良市告示第347号

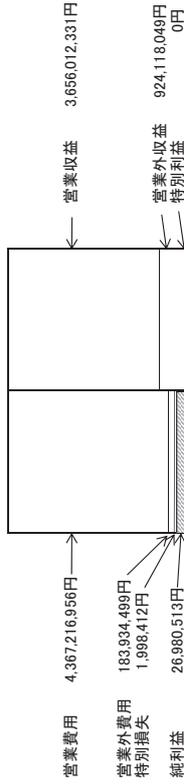
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの間における奈良市公営企業の業務状況を次のとおり公表します。

平成30年6月1日

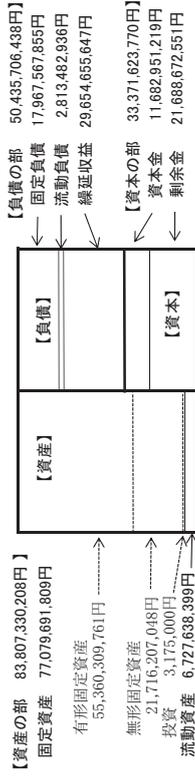
奈良市長 仲川元庸

2. 財政の状況
水道料金収入の元となる有収水量は、前年度と比較して減少しておりますが、企業努力を重ねる経費の削減に努めた結果、下半期で純利益を計上し、通期においても純利益を確保することができました。確保した利益は、今後も増加する老朽施設の更新財源として活用することで、計画的な建設改良事業の施行に努め、安心で安全な水道を供給してまいります。

(1) 損益計算書



(2) 貸借対照表



3. 経理の状況(税込)

(1) 下半期の奈良市水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。

(7) 収益的収入及び支出

収入	科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
収入	水道事業収益	9,284,973,000	4,871,512,090	9,596,297,045	△ 311,324,045
	営業収益	7,594,922,000	3,947,547,444	7,896,397,537	△ 301,475,537
	営業外収益	1,689,984,000	923,964,646	1,698,479,721	△ 8,495,721
	3. 特別利益	57,000	0	1,419,787	△ 1,352,787

支出

支出	科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
支出	水道事業費用	8,866,080,000	4,928,721,544	8,622,589,307	243,490,693
	営業費用	8,227,814,000	4,499,722,189	8,000,752,065	227,061,935
	営業外費用	621,434,000	426,985,848	616,247,776	5,186,224
	3. 特別損失	6,832,000	2,013,507	5,589,466	1,242,534
	4. 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

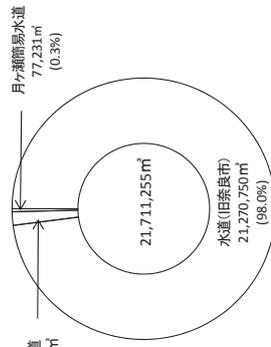
平成29年度下半期奈良市水道事業説明書
(平成29年10月1日～平成30年3月31日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区分	平成29年度下半期	平成28年度下半期	増減	伸び率
給水人口	357,012人	358,541人	△ 1,529人	△0.43%
給水戸数	173,285戸	172,079戸	1,206戸	0.70%
給水量	21,711,255m ³	21,647,864m ³	63,391m ³	0.29%
1日最大給水量	191,770m ³	197,319m ³	△ 5,549m ³	△4.04%
1日平均給水量	119,952m ³	119,602m ³	350m ³	0.29%
1人1日最大給水量	369ℓ	383ℓ	△ 14ℓ	△3.66%
1人1日平均給水量	334ℓ	334ℓ	0	0.60%

(2) 事業別給水量



(3) 投資的事業について

奈良市水道事業中長期計画に基づき事業を実施しており、主なものは次のとおりです。

ア. 送水機能の強化及び耐震管の布設

本津浄水場から市坂ポンプ所までの区間で、耐震化が未整備の送水管について、奈良市内への安定給水を確保するため、本津川市鹿背山地内口径900mm送水管布設工事(162m)を耐震管で施行しました。

イ. 施設の更新

平成26年度からの4か年継続事業として実施していた奈良市奈良坂町地内緑ヶ丘浄水場急速ろ過池設備改良工事を実施しました。
また、浄水関係の老朽化した施設を更新として、奈良市奈良坂町地内緑ヶ丘浄水場急速ろ過池ろ材更新工事他8件を施行しました。

ウ. 配水管の更新

老朽化した配水管を更新するため、奈良市古市町地内口径150mm配水管改良工事他5件(1,704m)を施行し、出水不良解消及び漏水解消を図りました。

平成29年度下半期奈良市下水道事業説明書
(平成29年10月1日～平成30年3月31日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区	分	平成29年度下半期	平成28年度下半期	増	減	伸び率
有	収	18,151,122 円	18,627,887 円	△	476,815 円	△2.56%

(2) 投資的業務について
主なものは次のとおりです。

ア. 普及促進事業
奈良市法華寺町地内公共下水道築造工事他4件については、施行継続中です。

イ. 管渠改良事業
老朽化した下水道管渠による事故や機能停止を未然に防ぐため、下水道長寿命化支援制度による国庫補助金を活用して、奈良市西水・町地内他大宮第1処理分区分管渠改築工事他2件(194.04m)を施行しました。

(イ) 資本的収入及び支出

収入	科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入		1,971,476,000	1,528,896,846	2,005,270,159	△ 33,794,159
企業債		1,122,200,000	1,027,100,000	1,027,100,000	95,100,000
2 負担金		591,651,000	313,385,526	536,948,039	54,702,961
3 分担金		257,625,000	188,410,320	441,222,120	△ 183,597,120

支出

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	4,524,069,900	2,367,198,350	3,710,009,446	814,060,454
1 建設改良費	2,662,662,900	1,516,516,001	1,871,590,678	791,072,222
2 固定資産取得費	40,014,000	16,559,206	27,027,360	12,986,640
3 企業債償還金	1,075,709,000	540,658,373	1,075,707,609	1,391
4 長期助賦金	735,684,000	293,464,770	735,683,799	201
5 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(2) 平成30年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	水道事業(円)
発行総額	26,787,800,000
償還高	540,658,373
下半期償還高	10,627,860,929
償還高累計	16,159,939,071
未償還残高	

3. 職員に関する事項

医療事業課	職員数 5人
-------	-----------

(平成30年3月31日現在)

平成29年度下半期 奈良市病院事業 報告書
(平成29年10月1日～平成30年3月31日)

1. 事業の概況

平成29年度下半期の病院事業の概況を報告いたします。

1-1 市立奈良病院

市立奈良病院は、開院から13年4箇月が経過し、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりに努めてまいりました。

診療機能につきましては、地域の他の医療機関との連携体制に基づく外来縮小等の勤務医の負担軽減の取組みを評価される「総合入院体制加算」の施設基準を取得しました。また、甲状腺がんも含めた頭頸部がんに対する診断、手術等に積極的に取り組んでいくことをアピールすることと、市立奈良病院の役割でもある「地域がん診療連携拠点病院」の更なる充実と推進を図るため、「甲状腺外科センター」から「頭頸部・甲状腺がんセンター」へ名称変更しました。

業務量につきましては、入院延べ患者数52,053人、外来延べ患者数111,181人、合計163,234人となりました。

収益的収支の状況であります。収入総額149,009,426円となっております。支出につきましては、支出総額376,783,274円となっており、上半期と合わせると、収入総額は685,579,009円、支出総額は873,857,415円となっております。

次に、資本的収支の状況であります。収入総額は26,336,067円、支出総額は26,420,712円となっており、上半期と合わせると、収入総額は、41,870,882円、支出総額は41,810,507円となっております。

今後も、地域の関係機関との連携を進め、より良い医療サービスの提供に努めることにより、市民に信頼され、愛される病院を目指してまいります。

1-2 奈良市立看護専門学校

市内において看護師が不足している状況を図るため、市立看護専門学校を設置し、看護師の養成を行っています。平成29年度は、看護師国家試験を32名が受験し、32名全員が合格しました。平成29年度末における学生の数は、1年37名、2年38名、3年38名の合計113名です。

2. 議会議決事項

平成30年度奈良市病院事業会計予算(平成30年3月27日議決)

4. 業務に関する事項

(1)入院患者数

稼働日数	10月 31	11月 30	12月 31	1月 31	2月 28	3月 31	合計 182	1日平均	構成比率
内科							0	0.0	0.0%
呼吸器内科	587	486	594	531	503	506	3,207	17.6	6.2%
消化器内科	947	819	890	814	767	905	5,142	28.3	9.9%
循環器内科	706	669	650	782	742	737	4,286	23.5	8.2%
神経内科	695	612	610	590	596	448	3,551	19.5	6.8%
血液内科							0	0.0	0.0%
心療内科							0	0.0	0.0%
糖尿病内科	73	52	65	71	89	118	468	2.6	0.9%
腎臓内科	213	112	132	85	79	147	768	4.2	1.5%
(感染症御内科)	31	13	21	31	9	36	141	0.8	0.3%
呼吸器外科	97	78	63	29	32	52	351	1.9	0.7%
外科・消化器外科	845	936	793	798	617	703	4,692	25.8	9.0%
脳神経外科	555	604	670	705	725	956	4,215	23.2	8.1%
乳腺外科	139	178	162	165	126	172	942	5.2	1.8%
整形外科	1,267	1,356	1,302	1,180	1,334	1,494	7,933	43.6	15.2%
形成外科	187	145	124	87	162	150	855	4.7	1.6%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	326	337	366	425	295	445	2,194	12.1	4.2%
皮膚科	118	93	100	60	86	153	610	3.3	1.2%
泌尿器科	189	230	335	246	200	191	1,391	7.6	2.7%
産婦人科	637	714	730	599	533	540	3,753	20.6	7.2%
眼科	208	184	216	220	215	284	1,327	7.3	2.5%
耳鼻いんこう科	225	217	161	156	157	163	1,079	5.9	2.1%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	7	6	10	7	8	9	47	0.3	0.1%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)							0	0.0	0.0%
(総合診療科)	618	679	947	1,104	975	778	5,101	28.0	9.8%
合計	8,670	8,520	8,941	8,685	8,250	8,987	52,053	286.0	100.0%

※()は院内診療科

(2)外来患者数

稼働日数	10月 25	11月 24	12月 23	1月 23	2月 23	3月 26	合計 144	1日平均	構成比率
内科	119	143	111	129	101	90	693	4.8	0.6%
呼吸器内科	440	416	422	476	399	458	2,611	18.1	2.3%
消化器内科	2,084	2,197	2,233	1,965	1,921	2,014	12,414	86.2	11.2%
循環器内科	1,442	1,353	1,364	1,423	1,301	1,368	8,251	57.3	7.4%
神経内科	973	961	933	921	892	845	5,525	38.4	5.0%
血液内科	145	147	138	153	128	145	856	5.9	0.8%
心療内科	5	7	4	9	8	12	45	0.3	0.0%
糖尿病内科	570	562	559	531	533	544	3,299	22.9	3.0%
腎臓内科	186	170	210	192	185	230	1,173	8.1	1.1%
(感染症御内科)	69	62	64	85	62	83	425	3.0	0.4%
呼吸器外科	66	72	66	57	60	61	382	2.7	0.4%
外科・消化器外科	717	731	833	768	727	815	4,591	31.9	4.1%
脳神経外科	608	606	637	589	557	556	3,553	24.7	3.2%
乳腺外科	959	1,094	1,025	954	995	1,097	6,124	42.5	5.5%
整形外科	2,317	2,235	2,274	2,210	2,085	2,506	13,627	94.6	12.3%
形成外科	538	563	581	545	492	559	3,278	22.8	2.9%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	909	871	920	1,110	967	1,039	5,816	40.4	5.2%
皮膚科	1,007	934	969	906	928	983	5,727	39.8	5.2%
泌尿器科	635	575	619	547	473	568	3,417	23.7	3.1%
産婦人科	1,049	1,027	1,048	969	885	1,005	5,983	41.6	5.4%
眼科	1,422	1,448	1,567	1,322	1,266	1,557	8,582	59.6	7.7%
耳鼻いんこう科	770	743	772	701	753	867	4,606	32.0	4.1%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	271	223	275	383	333	328	1,813	12.6	1.6%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)	4	7	4	5	7	4	31	0.2	0.0%
(総合診療科)	1,331	1,294	1,310	1,596	1,416	1,412	8,359	58.0	7.5%
合計	18,636	18,441	18,938	18,546	17,474	19,146	111,181	772.1	100.0%

※()は院内診療科

(3) 事業収支に関する事項

収入

科目	平成29年度下半期 (円)	平成28年度下半期 (円)	比較		比率(%)
			増減(円)	比率(%)	
病院事業収益	149,009,426	146,630,347	2,379,079		101.6
1 医業収益	0	0	0		0.0
2 医業外収益	143,824,053	139,677,482	4,146,571		103.0
3 看護師養成事業収益	5,145,748	6,952,865	-1,807,117		74.0
4 特別利益	39,625	0	39,625		皆増

支出

科目	平成29年度下半期 (円)	平成28年度下半期 (円)	比較		比率(%)
			増減(円)	比率(%)	
病院事業費用	376,783,274	385,844,922	-9,061,648		97.7
1 医業費用	330,143,397	333,263,010	-3,119,613		99.1
2 医業外費用	4,998,003	7,390,100	-2,392,097		67.6
3 看護師養成事業費用	40,929,809	43,471,802	-2,541,993		94.2
4 特別損失	712,065	1,720,010	-1,007,945		41.4

5 経理の状況

(1) 下半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
病院事業収益	726,402,000	149,009,426	685,579,009	40,822,991
1 医業収益	48,031,000	0	48,031,000	0
2 医業外収益	536,968,000	143,824,053	512,649,336	24,318,664
3 看護師養成事業収益	141,403,000	5,145,748	124,859,048	16,543,952
4 特別利益	0	39,625	39,625	-39,625

支出

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
病院事業費用	914,000,000	376,783,274	873,857,415	40,142,585
1 医業費用	754,592,000	330,143,397	737,494,165	17,097,835
2 医業外費用	16,508,000	4,998,003	10,793,637	5,714,363
3 看護師養成事業費用	141,400,000	40,929,809	124,857,548	16,542,452
4 特別損失	0	712,065	712,065	-712,065
5 予備費	1,500,000	0	0	1,500,000

(イ) 資本的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	41,900,000	26,336,067	41,870,882	29,118
1 補助金	1,733,000	865,752	1,732,752	248
2 負担金	40,167,000	25,409,940	40,077,755	89,245
3 固定資産売却代金	0	60,375	60,375	-60,375

支出

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	41,900,000	26,420,712	41,810,507	89,493
1 建設改良費	1,733,000	1,010,772	1,732,752	248
2 企業債償還金	40,167,000	25,409,940	40,077,755	89,245

(2) 平成30年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企業債

用途内訳		病院事業(円)
発行総額		4,585,600,000
償還高	下半期償還高	25,409,940
	償還高累計	99,290,796
未償還残高		4,486,309,204

(平成30年6月1日揭示済)

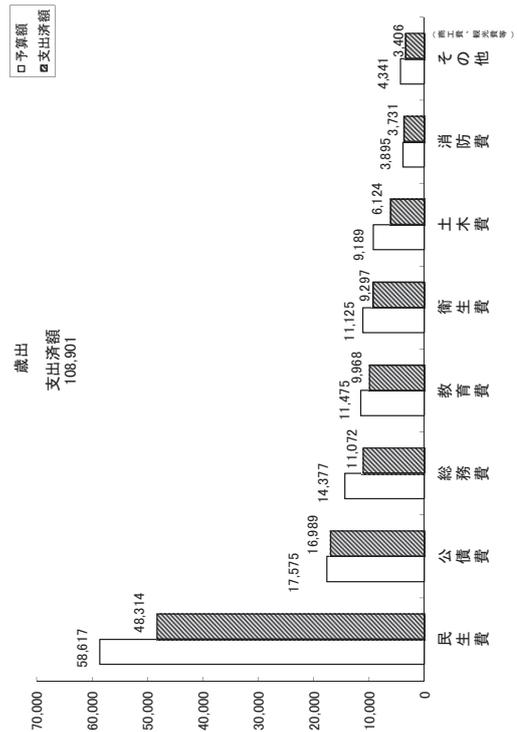
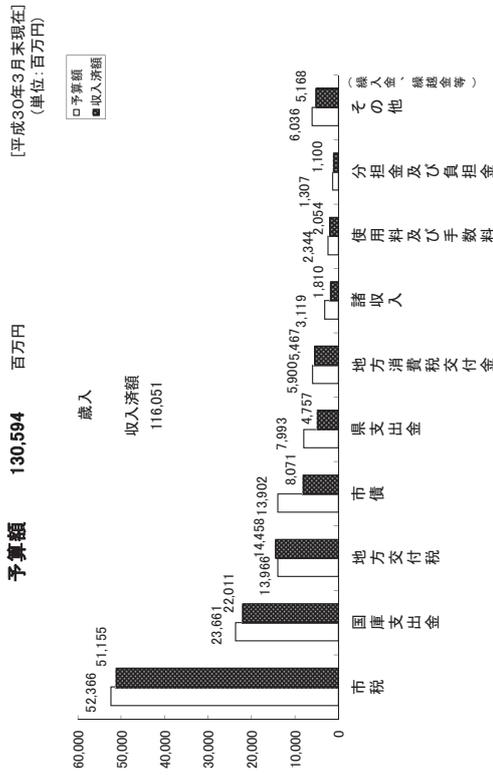
奈良市告示第348号

奈良市財政状況の公表に関する条例（昭和61年奈良市条例第2号）の規定により、平成30年3月31日現在の本市の財政状況を次のとおり公表します。

平成30年6月1日

奈良市長 仲川元庸

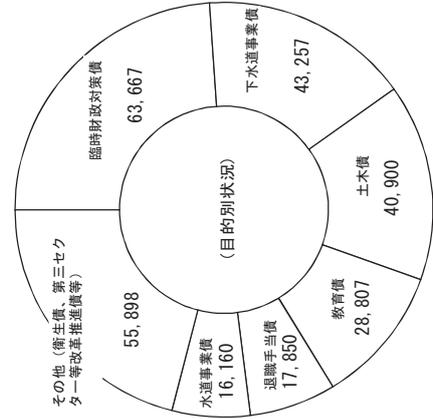
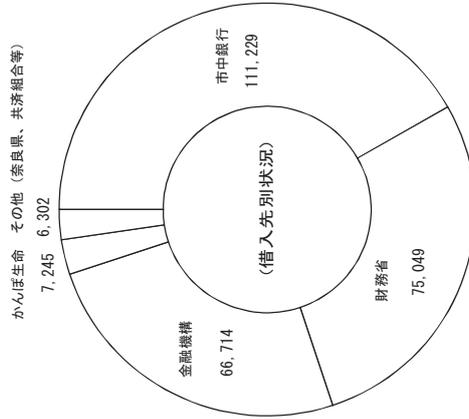
1. 平成29年度 一般会計予算執行の状況



4. 市債の現在高

[平成30年3月末日現在]
(単位：百万円)

266,539 百万円



2. 平成29年度 特別会計予算執行の状況

[平成30年3月末現在]
(単位：百万円)

会計	予算額	収入・支出	
		収入	支出
住宅新築資金等貸付金特別会計	566	11	561
国民健康保険特別会計	44,700	36,258	39,530
土地区画整理事業特別会計	2,787	442	1,467
市街地再開発事業特別会計	189	0	189
公共用地取得事業特別会計	198	0	198
駐車場事業特別会計	200	90	158
介護保険特別会計	29,841	23,679	26,708
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	31	69	21
針子ラス事業特別会計	180	116	178
後期高齢者医療特別会計	5,681	4,640	5,121

3. 平成29年度 公営企業会計予算執行の状況

[平成30年3月末現在]
(単位：百万円)

項目	収益的収支		資本的収支		
	収入	支出	収入	支出	
水道事業会計	予算額	9,285	8,866	1,971	4,524
	実績額	4,871	4,929	1,529	2,367
下水道事業会計	予算額	7,283	8,059	4,224	4,964
	実績額	3,472	4,144	1,954	2,162
病院事業会計	予算額	726	914	42	42
	実績額	686	874	42	42

5. 一時借入金の状況

[平成30年3月末日現在]

一般会計	5,500 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

6. 長期借入金の状況

[平成30年3月末日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

7. 市有財産の状況

[平成30年3月末日現在]

土地	7,284 千㎡
建物	1,116 千㎡
有価証券、出資による権利及び債権	1,423 百万円
基金	9,914 百万円

8. 人口等

[平成30年3月末日現在]

人口	358,155 人
世帯数	161,392 世帯
面積	277 千㎡

(平成30年6月1日揭示済)

奈良市告示第349号

奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年6月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱の一部を改正する告示

奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱（平成18年奈良市告示第170号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「終了」を「修了」に改め、同条に次の1項を加える。

4 研修者は、研修修了後に自己が制作した1以上の作品を市へ寄贈しなければならない。

第12条第2項の表工房主の項中「月額 20,000円」を「研修生1人につき 月額 20,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 工房主が研修者の配偶者又は1親等の親族である場合は、当該研修者に係る工房主の奨励金は交付しないものとする。

附 則

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

(平成30年6月1日揭示済)

奈良市告示第350号

平成30年奈良市告示第205号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成30年6月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成30年6月1日揭示済)

奈良市告示第351号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により狭川東町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	今西 律雄 奈良市狭川東町 432番地	西井 孝範 奈良市狭川東町 473番地

2 変更の年月日

平成30年4月1日

(平成30年6月1日揭示済)

奈良市告示第352号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項

の規定により北之庄町第二自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	西村 和枝 奈良市北之庄町 53番地の2 若草マンション 509号	藤原 祐子 奈良市北之庄町 53番地の2 若草マンション 217号

2 変更の年月日

平成30年5月20日

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目 期別 発送年月日 納期限

平成29年度市県民税(普徴) 4期 平成30年2月20日 平成30年1月31日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

平成30年6月12日

3 送達を受けるべき者

省略

(平成30年6月1日揭示済)

奈良市告示第354号

平成30年6月11日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成30年6月4日

奈良市長 仲川元庸

(平成30年6月4日揭示済)

奈良市告示第355号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年6月4日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成29年9月13日 奈良市指令整開 第17A-28号

平成30年5月14日 奈良市指令整開 第17A-28-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成30年6月4日 第1635号

公共施設 平成30年6月4日 第791号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市六条西三丁目1360番1及び1526番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県大和郡山市車町3番地1

株式会社さやか 代表取締役 内海 武正

5 公共施設の種類、位置及び区域

(平成30年6月1日揭示済)

奈良市告示第353号

平成29年度市県民税(普通徴収)4期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成30年6月1日

奈良市長 仲川元庸

(1) 道路

奈良市六条西三丁目1360番1及び1526番の一部

(2) 下水道

奈良市六条西三丁目1360番1及び1526番の一部

(3) 管路敷

奈良市六条西三丁目1526番の一部

(4) 公園

奈良市六条西三丁目1526番の一部

(5) 地下式調整池

奈良市六条西三丁目1526番の一部

(平成30年6月4日揭示済)

奈良市告示第356号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年6月4日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年6月2日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288番地の1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
- ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
- イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成30年6月4日揭示済)

奈良市告示第357号

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
かるがも薬局 奈良店	奈良県奈良市大森町46番地の3	平成30年3月31日

(平成30年6月5日揭示済)

奈良市告示第359号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。

平成30年6月5日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成30年6月5日揭示済)

奈良市告示第358号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月5日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
かるがも薬局 奈良店	奈良県奈良市大森町46番地の3	平成30年4月1日

(平成30年6月5日揭示済)

奈良市告示第360号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年6月5日

奈良市長 仲川元庸

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月5日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
池元 雄仁		あんま	平成30年5月1日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番地の1 大和紀寺ビル305号		
池元 雄仁		はり・きゅう	平成30年5月1日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番地の1 大和紀寺ビル305号		

(平成30年6月5日揭示済)

奈良市告示第361号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年6月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成30年6月5日

3 移動対象区域

近鉄菖蒲池駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年6月5日揭示済)

奈良市告示第362号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により大和都市計画道路事業3・4・103号奥柳登美ヶ丘線の事業計画の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に

供します。

平成30年6月6日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路建設課

(平成30年6月6日揭示済)

奈良市告示第363号

平成30年6月5日付奈良県告示第91号をもって大和都市計画道路事業3・4・103号奥柳登美ヶ丘線の事業計画の認可の告示がありましたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定により次のとおり公告します。

平成30年6月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 施行者の名称
奈良市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画道路事業
3・4・103号 奥柳登美ヶ丘線
- 3 事業施行期間
平成30年6月5日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
奈良市学園南一丁目及び学園南三丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

(平成30年6月6日揭示済)

奈良市告示第364号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年6月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成30年3月30日 奈良市指令整開 第17A-52号
平成30年5月7日 奈良市指令整開 第17A-52-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年6月6日 第1638号
公共施設 平成30年6月6日 第793号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市尼辻北町230番2の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市山陵町2174
泉谷 智恵子
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路

奈良市尼辻北町230番2の一部

(平成30年6月6日揭示済)

奈良市告示第365号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年6月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成30年1月19日 奈良市指令整開 第17A-40号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年6月6日 第1636号
公共施設 平成30年6月6日 第792号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市押熊町1576番の一部、1578番2、1578番3、1578番4、1578番5、1578番6の一部、1579番1の一部、1584番1の一部、1586番1、1586番5、1586番6、1587番2、1587番4、1587番5、1595番8、1595番9、1595番10及び2570番1の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺東町二丁目1番63号
三和住宅株式会社 代表取締役 小林 正樹
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市押熊町1578番2の一部、1578番3の一部、1578番4、1578番5、1578番6の一部、1584番の一部、1586番1の一部、1586番5、1587番5の一部、1595番8、1595番9及び1595番10
 - (2) 下水道
奈良市押熊町1578番2の一部、1578番3の一部、1578番6の一部及び1586番の一部

(平成30年6月6日揭示済)

奈良市告示第366号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年6月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成30年4月25日 奈良市指令整開 第17A-53号
平成30年5月25日 奈良市指令整開 第17A-53-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年6月6日 第1637号
- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園大和町二丁目12番地
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市学園大和町二丁目12番地
廣田 榮子
奈良市三碓町六丁目9番24-A号
廣田 昌也
(平成30年6月6日揭示済)

奈良市告示第367号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。
平成30年6月7日
奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 平成30年6月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102827	株式会社萬成水耕栽培	518-0031	三重県伊賀市長田2063番地の1	まんなり新大宮店	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目1番地の8公健ビル5F	就労継続支援B型

(平成30年6月7日揭示済)

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。
平成30年6月7日
奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第368号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

1 廃止年月日 平成30年3月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102264	株式会社てまり	630-8141	奈良県奈良市南京終町三丁目393番地の3ハイツ古都101号室	てまり	630-8141	奈良県奈良市南京終町三丁目393番地の3ハイツ古都101号室	同行援護
2910102728	株式会社あす香	619-0216	京都府木津川市州見台一丁目21番地11アンジュコリーヌ201	しあわせの郷	631-0033	奈良県奈良市あやめ池南二丁目6-32る・いりーで11	同行援護
2910102421	合同会社優倭	631-0846	奈良県奈良市平松四丁目8番34号	優倭ホームケアサービス	631-0846	奈良県奈良市平松二丁目22番32号プロシード101号室	同行援護

2 廃止年月日 平成30年4月16日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101761	特定非営利活動法人Msねっと	630-8113	奈良県奈良市法蓮町433番地の1グローリー新大宮1階	うたたん	630-8113	奈良県奈良市法蓮町433番地の1グローリー新大宮1階	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護

3 廃止年月日 平成30年4月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100391	有限会社ブリーアン	631-0054	奈良県奈良市石木町41番地の1	総合在宅介護センターきらり	631-0054	奈良県奈良市石木町41番地の1	居宅介護 重度訪問介護
2910102223	株式会社あくび	630-8451	奈良県奈良市北之庄町45番地の1	シュガー	630-8451	奈良県奈良市北之庄町45番地の1	就労継続支援B型

4 廃止年月日 平成30年5月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101407	社会福祉法人こぶしの会	630-8424	奈良県奈良市古市町529番地の4	かたつむり	630-8424	奈良県奈良市古市町74番地の42	短期入所

(平成30年6月7日掲示済)

する指定一般相談支援事業者を廃止しましたので、同法第51条の30第1項第2号の規定に基づき告示します。

平成30年6月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第369号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項に規定

1 廃止年月日 平成30年3月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100181	有限会社ヤマキ代務サービス	630-8341	奈良県奈良市南城戸町28番地	ライサポ介護支援センター	630-8141	奈良県奈良市南京終町三丁目397番地の2	地域移行支援 地域定着支援

(平成30年6月7日掲示済)

に規定する指定特定相談支援事業者を廃止しましたので、同法第51条の30第2項第2号の規定に基づき告示します。

平成30年6月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第370号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号

1 廃止年月日 平成30年5月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100298	社会福祉法人ぶろほの	630-8115	奈良県奈良市大宮町三丁目5番地の39 第3やまと建設ビル201号	特定相談支援事業所ぶろほの	630-8115	奈良県奈良市大宮町三丁目5番地の39 第3やまと建設ビル201号	計画相談支援

2 廃止年月日 平成30年3月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100181	有限会社ヤマキ代務サービス	630-8341	奈良県奈良市南城戸町28番地	ライサポ介護支援センター	630-8141	奈良県奈良市南京終町三丁目397番地の2	計画相談支援

(平成30年6月7日掲示済)

第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を廃止しましたので、同法第24条の37第2号の規定に基づき告示します。

平成30年6月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第371号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項

1 廃止年月日 平成30年3月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970100257	有限会社ヤマキ代務サービス	630-8341	奈良県奈良市南城戸町28番地	ライサポ介護支援センター	630-8141	奈良県奈良市南京終町三丁目397番地の2	障害児相談支援

(平成30年6月7日揭示済)

奈良市告示第372号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年6月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年6月7日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年6月7日揭示済)

奈良市告示第373号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成29年奈良市告示第898号により指定した、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成30年6月8日

【居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970105454	奈良市奈良阪町2750番地の2	居宅介護支援センターつばさ	奈良市奈良阪町2750番地の2	有限会社つばさ	8150002004092	平成30年4月30日
2970104358	奈良市神功四丁目1番地の8 ループ神功101	ケアステーション奈良	奈良市神功四丁目1番地の8	株式会社ナカムラ	6150001008591	平成30年4月30日

【訪問介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970106007	奈良市三条大路一丁目8番8号	温浴サブリ・機能訓練ハーフデ イ奈良日和	奈良市富雄泉ヶ丘3番7号	株式会社ウェルネスサブリ	1150001018389	平成30年3月31日

【特定（介護予防）福祉用具販売】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970103707	奈良市四条大路一丁目4番32号	Goodリフォーム水彩館	奈良市四条大路一丁目4番32号	植田住器株式会社	7150001000275	平成30年3月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
奈良市西九条町四丁目1番10及び1番11の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去
- 4 その他
指定を解除した区域の範囲を示した台帳を奈良市健康医療部保健所保健・環境検査課に備え置き、一般の閲覧に供する。

(平成30年6月8日揭示済)

奈良市告示第374号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第78条の11第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成30年6月11日

奈良市長 仲川元庸

【地域密着型通所介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970106395	奈良市朱雀一丁目7-15	デイサービスこと音	兵庫県神戸市東灘区森南町2丁目4番1号	株式会社ナレッジハンズケアサービス	8140001034117	平成30年3月31日

(平成30年6月11日揭示済)

定により、指定居宅サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号の規定により公示します。

平成30年6月11日

奈良市告示第375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107948	奈良市中山町1716番地の1 アネックス101号	ほほえみ訪問介護ステーション	奈良市中山町1716番地の1	合同会社シャイン・ナビ	平成30年6月1日

(平成30年6月11日揭示済)

(平成30年6月11日揭示済)

奈良市告示第376号

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条例第18号）第3条の4第2項の規定により、平成30年11月20日奈良市勤労者総合福祉センターを休館します。

平成30年6月11日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第377号

自動車臨時運行許可番号標番号を失効したため、次のとおり告示します。

平成30年6月11日

奈良市長 仲川元庸

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
奈良 2406	平成30年6月11日	省略	平成29年2月17日
奈良 2387	平成30年6月11日	省略	平成29年3月3日
奈良 2373	平成30年6月11日	省略	平成29年3月16日
奈良 2343	平成30年6月11日	省略	平成29年4月12日
奈良 2400	平成30年6月11日	省略	平成29年4月17日
奈良 2349	平成30年6月11日	省略	平成29年6月15日
奈良 2413	平成30年6月11日	省略	平成29年7月10日
奈良 2420	平成30年6月11日	省略	平成29年9月28日
奈良 2417	平成30年6月11日	省略	平成29年10月23日

(平成30年6月11日揭示済)

指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したため、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年6月12日

奈良市告示第378号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成30年7月1日	スギ薬局 ミ・ナーラ店	奈良市二条大路南一丁目3番1号 ミ・ナーラ1階	株式会社スギ薬局 代表取締役 榎原 栄一

(平成30年6月12日揭示済)

奈良市告示第379号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明の

ため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は財務部資産税課で保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年6月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達すべき書類の名称
平成30年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 送達すべき書類の発送年月日
平成30年4月10日
- 3 送達を受けべき者
省略

(平成30年6月12日揭示済)

奈良市告示第380号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年6月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年6月12日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年6月12日揭示済)

奈良市告示第381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月13日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
奈良県総合医療センター（医科）	奈良県奈良市平松一丁目30番1号	平成30年4月30日
むくぼ医院	奈良県奈良市平松一丁目31番24号	平成30年5月6日
よもさ痛みのクリニック	奈良県奈良市四条大路五丁目1番55号	平成30年4月30日
洋子レディースクリニック	奈良県奈良市学園大和町二丁目28番地	平成30年4月30日
ファーマシー木のうた薬局本店	奈良県奈良市三条町472番地	平成30年4月30日

(平成30年6月13日揭示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年6月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第382号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
奈良県総合医療センター（医科）	奈良県奈良市七条西町二丁目897番地の5	平成30年5月1日
むくぼ医院	奈良県奈良市平松一丁目31番22号	平成30年5月7日
医療法人かおる会 よもさ痛みのクリニック	奈良県奈良市四条大路五丁目1番55号	平成30年5月1日
洋子レディースクリニック	奈良県奈良市学園大和町三丁目40番地の2	平成30年5月1日
奈良県総合医療センター（歯科）	奈良県奈良市七条西町二丁目897番地の5	平成30年5月1日
木のうた薬局 三条通り店	奈良県奈良市下三条町25番地 寅松ビル1階	平成30年5月1日
スギ薬局 ミ・ナール店	奈良県奈良市二条大路南一丁目3番1号 ミ・ナール1階	平成30年6月1日

(平成30年6月13日揭示済)

項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成30年6月13日

奈良市告示第383号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1

奈良市長 仲川元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成30年 6月11日	伊木 健浩	奈良県総合医療センター	奈良市七条西町 二丁目897番地の5	頭頸部外科 (音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害)
平成30年 6月11日	宮崎 眞和	奈良県総合医療センター	奈良市七条西町 二丁目897番地の5	頭頸部外科 (聴覚障害、音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害)

(平成30年6月13日揭示済)

奈良市告示第384号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第15項の規定により同条第1項ただし書の規定による特例許可についての公開による意見の聴取を行いますので、同条第16項の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月14日

奈良市長 仲川元庸

期 日	平成30年6月26日(火曜日) 午後7時から(1時間程度)
場 所	奈良市鳥見町二丁目9番地 富雄公民館2F集会室
申請内容	申請の要旨
	申請者
	申請場所

- この許可に利害関係を有する方はご出席ください。
- この公開による意見の聴取の詳しいことについては、奈良市都市整備部建築指導課までお問い合わせください。
電話：0742-34-4750(直通)

(平成30年6月14日揭示済)

奈良市告示第385号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年6月14日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成30年6月14日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年6月14日揭示済)

奈良市告示第386号

平成30年奈良市告示第205号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成30年6月15日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成30年6月15日揭示済)

公平委員会

勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月8日

奈良市公平委員会

委員長 山 寄 健 二

奈良市公平委員会規則第2号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則
(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第1条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和39年奈良市公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第55条第4項」を「第55条第11項」に改める。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第2条 不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和39年奈良市公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第9号中「第61条第1項」を「第61条第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年6月8日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第35号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成30年6月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年6月1日

2-2 供用を開始する排水施設の位置

処理分区	起 点	終 点	備考
富雄川第4処理分区	三松四丁目937番	三松四丁目938番3	①
佐保川第4処理区分	押熊町1409番79	押熊町1409番80	②
佐保川第7処理区分	西大寺本町228番5	西大寺本町228番1	③
佐保川第7処理区分	敷島町二丁目482番2	敷島町二丁目477番11	④
佐保川第10処理区分	菅原町667番1	菅原町667番2	⑤
佐保川第10処理区分	あやめ池南七丁目564番95	あやめ池南七丁目564番3	⑥
佐保川第10処理区分	宝来二丁目1番3	宝来二丁目134番1	⑦

- 3 公共汚水桝設置のうち、供用を開始する箇所
奈良市 二名平野二丁目2105番の一部（⑧）、石木町42番1（⑨）、登美ヶ丘一丁目3293番81（⑩）、登美ヶ丘四丁目791番202 他1筆（⑪）、疋田町五丁目441番4（⑫）、押熊町208番8、中山町1185番（⑬）、疋田町二丁目641番5（⑭）、高畑町98番1 他1筆（⑮）、柏木町397番3 他9筆（⑯）、古市町272番2（⑰）、西九条町一丁目4番1 他1筆（⑱）、東九条町583番2 他2筆（⑲）
- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成30年6月1日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第13号

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱を次のように定める。

平成30年6月11日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する放課後児童健全育成事業施設（以下「バンビーホーム」という。）に通所する児童に昼食を提供し、もって児童の健全育成の増進に

奈良市公営企業管理者
池田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成30年6月15日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市三松四丁目、押熊町、西大寺本町、敷島町二丁目、菅原町、あやめ池南七丁目、宝来二丁目の各一部

寄与することを目的として実施する、バンビーホームにおける昼食提供事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 事業により昼食の提供を受けることができる者は、奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第9号。以下「条例」という。）第4条第1項の承認を受け、当該バンビーホームに通所している児童（以下「対象児童」という。）とする。

(実施日)

第3条 対象児童への昼食の提供は、次に掲げる日（奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成24年奈良市教育委員会規則第3号）第2条第2項に規定する休所日を除く。）（以下「実施日」という。）に実施する。

(1) 奈良市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年奈良市教育委員会規則第2号）第4条第1項第3号から第5号までに規定する休業日（8月13日から15日までの期間を除く。）

(2) その他教育委員会が定める日

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする対象児童の保護者（以下「利用者」という。）は、教育長が別に定める基準日までに事業利用申請書（別記第1号様式）により教育長に申請しなければならない。

(利用の決定)

第5条 教育長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに事業の利用の可否を決定し、事業の利用を承認するときは事業承認通知書（別記第2号様式）により、承認しないときは事業不承認通知書（別記第3号様式）によ

り通知するものとする。

(利用料)

第6条 利用者は、対象児童1人につき1食当たりの費用負担額250円に食数(第3条の実施日の各期間の昼食提供最終日に集計した数をいう。)を乗じた額(以下「利用料」という。)を負担しなければならない。

2 利用者は実施日の各期間の昼食提供最終日が属する月の翌月末日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)までに、利用料を市が発行する納付書により一括して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、教育長は、条例第7条の規定により児童育成料の減免を受けている利用者については、児童育成料の減免を受けた月に係る利用料を減免するものとする。

(警報による昼食提供の中止等)

第7条 実施日の午前7時の時点で本市の区域内に大雨、洪水、暴風等の警報又は特別警報(以下「警報等」という。)が発令されている場合、その日の昼食の提供は中止する。

2 前項の場合においては、1食あたりの費用を徴収しない。

3 実施日の午前7時後午後0時前に警報等が発令された場合、利用者は昼食利用の中止の申出をすることができず、その日の1食あたりの費用を負担しなければならない。

い。

(昼食提供の停止)

第8条 利用者が第6条第2項に規定する利用料の納付期限を徒過して1箇月以上利用料の支払を滞納した場合、教育委員会は、利用料の納付期限から1箇月を経過した日以後の当該利用者の申請を受付しないことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成30年6月11日から施行する。

別記

第1号様式(第4条関係)

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用申請書

(宛先)奈良市教育委員会教育長

申請者 住所
氏名
電話

㊞

年 月 日

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱第4条に基づき、次のとおり奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業の利用を申請します。

なお、申請に係る児童について、食物アレルギーがないことを確認し、昼食提供事業で提供する弁当を食すること及び期日内に必ず本事業の昼食代を支払うことに同意します。

バンビホーム名	学年		年	
児童氏名				
年度				
4月	7月	8月	9月	12月
			1月	3月

第2号様式 (第5条関係)

年 月 日

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用承認通知書

住所
氏名

様

奈良市教育委員会
教育長

年 月 日に申請がありました奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業の利
用につきましては、次のとおり承認します。

バンビーホーム名					
児童氏名		学年		年	
年度					
4月	7月	8月	9月	12月	1月
					3月

第3号様式 (第5条関係)

年 月 日

奈良市放課後児童健全育成事業昼食提供事業利用不承認通知書

様

奈良市教育委員会
教育長

年 月 日に申請がありました奈良市放課後児童健全育成事業昼食提供事業の利用に
つきましては、不承認としましたので通知します。

バンビーホーム名	
児童氏名	学年
不承認期間	
不承認理由	

(平成30年6月11日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第5号

平成30年6月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成30年6月1日

1 選挙人名簿の抄本の閲覧

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武志

50分の1の数 6,086人

6分の1の数 50,717人

3分の1の数 101,433人

(平成30年6月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次のとおり公表します。

平成30年6月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武志

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成29年4月4日	太田 晃司	後援会名簿の作成	秋篠町の選挙人53件、西大寺新町一丁目の選挙人7件、西大寺新町二丁目の選挙人3件、西大寺野神町一丁目の選挙人2件、西大寺野神町二丁目の選挙人2件、西大寺竜王町一丁目の選挙人2件及び三碓六丁目の選挙人2件
平成29年4月11日及び25日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	出屋敷町の選挙人561件及び神殿町の選挙人3,013件
平成29年4月20日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	恋の窪三丁目の選挙人18件、大宮町四丁目の選挙人199件、大宮町六丁目の選挙人49件、三条宮前町の選挙人51件、三条大宮町の選挙人107件及び芝辻町三丁目から芝辻町四丁目までの157件
平成29年5月12日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	東九条町の選挙人1499件
平成29年9月11日、12日、15日、19日、21日、26日、27日及び28日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	古市町の選挙人3,538件、北永井町の選挙人1,160件及び南永井町の選挙人1,104件
平成30年2月21日、23日、26日及び28日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	鹿野園町の選挙人420件、今市町の選挙人870件、柴屋町の選挙人49件、八島町の選挙人66件、横井町の選挙人2件、横井一丁目の選挙人120件、横井二丁目の選挙人100件及び横井三丁目の選挙人43件

平成30年3月26日及び27日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	横井一丁目の選挙人161件、横井二丁目の選挙人175件、横井三丁目から横井七丁目までの選挙人279件、田中町の選挙人660件及び山町の選挙人240件
平成29年4月7日	東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 鳥山 忠志	全国の有権者を対象に実施する世論調査の対象者抽出のため	第74投票区の選挙人30件
平成29年4月10日、12日及び19日	小川 正一	後援会名簿の作成	中山町西一丁目の選挙人250件、中山町西二丁目の選挙人640件、中山町西三丁目の選挙人880件、中山町西四丁目の選挙人596件、中登美ヶ丘四丁目200件、都祁甲岡町の選挙人52件、都祁こぶしが丘の選挙人487件、都祁白石町の選挙人780件、都祁南之庄町の選挙人164件、針町の選挙人260件及び来迎寺町の選挙人43件
平成29年4月13日、14日、21日及び24日	白川 健太郎	後援会名簿の作成	尼辻町の選挙人133件、尼辻中町の選挙人366件、七条一丁目の選挙人1,264件、七条西町一丁目の選挙人698件、中町の選挙人1,364件、平松二丁目の選挙人160件、平松三丁目の選挙人541件、平松四丁目の選挙人34件、平松五丁目の選挙人1,795件、宝来一丁目の選挙人520件、宝来二丁目の選挙人527件、宝来四丁目の選挙人890件、宝来五丁目の選挙人53件、六条町の選挙人521件、六条一丁目の選挙人535件及び六条西五丁目の選挙人853件
平成29年5月8日	大阪市北区堂島一丁目5番17号 株式会社 地域未来研究所 代表取締役 竹内 新一	「平成29年度県民アンケート調査」の調査対象者抽出の為	市内全域の選挙人1,193人
平成29年5月10日	西垣 洋子	選挙運動ハガキの郵送、その他諸活動	法華寺町の選挙人2,044件
平成29年6月16日	西垣 洋子	選挙運動ハガキの郵送、その他諸活動	法華寺町の選挙人1,594件
平成29年6月14日	大西 淳文	選挙運動ハガキの郵送、その他諸活動	三条栄町の選挙人552件、恋の窪一丁目の選挙人391件及び鳥見町三丁目の選挙人470件

平成29年6月7日	宮池 明	選挙運動ハガキの郵送、その他諸活動	東九条町の選挙人21件、法蓮町の選挙人10件、法華寺町の選挙人7件、船橋町の選挙人3件、芝辻町の選挙人2件、大豆山突抜町の選挙人1件、北市東町及び北市南町の選挙人2件、佐紀町の選挙人1件、阪新屋町の選挙人1件、柏木町の選挙人1件、大森町の選挙人1件、大安寺町の選挙人1件、南京終町の選挙人2件、西木辻町の選挙人1件並びに杏町の選挙人1件
平成29年7月19日	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号 一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出の為	平松一丁目の選挙人36件、宝来二丁目の選挙人11件、宝来三丁目の選挙人3件及び中山町の選挙人48件
平成29年9月26日	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号 一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出の為	三条大路一丁目の選挙人31件、南新町の選挙人19件、西大寺新町二丁目の選挙人50件及び若葉台三丁目の選挙人50件
平成30年2月13日	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号 一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出の為	尼辻北町の選挙人51件、尼辻中町の選挙人14件及びあやめ池南六丁目の選挙人50件
平成29年8月28日、29日及び30日	東京都中央区銀座6丁目16番12号 一般社団法人 中央調査社 代表者 会長 大室 真生	「時事世論調査」の調査対象者抽出のため	あやめ池南五丁目及びあやめ池南七丁目の選挙人108件
平成29年12月13日	東京都中央区銀座6丁目16番12号 一般社団法人 中央調査社 代表者 会長 大室 真生	統計調査の実施	左京四丁目の選挙人19件
平成30年2月27日	東京都中央区銀座6丁目16番12号 一般社団法人 中央調査社 代表者 会長 大室 真生	統計調査の実施	あやめ池南二丁目の選挙人47件及びあやめ池南三丁目43件
平成29年8月23日、25日及び31日	大阪市中央区備後町二丁目4番9号 株式会社 エム・アールビジネス 代表取締役 楠谷 忠則	統計調査の実施	第1投票区から第19投票区までの選挙人、第21投票区の選挙人、第23投票区の選挙人、第25投票区の選挙人、第27投票区の選挙人、第29投票区の選挙人、第31投票区の選挙人、第33投票区の選挙人、第35投票区の選挙人、第37投票区の選挙人、第39投票区の選挙人、第41投票区の選挙人、第43投票区の選挙人、第45投票区の選挙人、第47投票区の選挙人、第49投票区の選挙人、第51投票区の選挙人、第53投票区の選挙人、第55投票区の選挙人、第57投票区の選挙人、第59投票区の選挙人、第61投票区の選挙人、

			第63投票区の選挙人、第65投票区の選挙人、第67投票区の選挙人、第69投票区の選挙人、第71投票区の選挙人、第73投票区の選挙人、第75投票区の選挙人、第77投票区の選挙人、第79投票区の選挙人、第81投票区の選挙人、第83投票区の選挙人、第85投票区の選挙人、第87投票区の選挙人、第89投票区の選挙人、第91投票区の選挙人、第93投票区の選挙人、第95投票区の選挙人、第97投票区の選挙人、第99投票区の選挙人及び第101投票区の選挙人各40件
平成29年9月14日	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号 毎日新聞社 代表取締役社長 丸山 昌宏	政治・選挙などに関する世論調査	青野町一丁目の選挙人1件、菅原町の選挙人5件、正田町の選挙人3件、若葉台一丁目の選挙人1件及び若葉台三丁目の選挙人1件
平成29年12月22日	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号 毎日新聞社 代表取締役社長 丸山 昌宏	衆院選全国意識調査の対象者抽出の為	学園大和町一丁目の選挙人3件、学園大和町二丁目の選挙人4件、学園大和町三丁目の選挙人4件、学園大和町四丁目の選挙人3件及び学園大和町五丁目の選挙人3件
平成29年9月22日及び29日	東京都港区東新橋1-7-1 一般社団法人 共同通信社 代表者 社長 福山 正喜	政治・選挙などに関する世論調査	朝日町一丁目及び朝日町二丁目の選挙人12件、三条大宮町の選挙人4件、三条栄町の選挙人5件、三条添川町の選挙人3件、五条町三丁目の選挙人2件、五条西一丁目の選挙人1件、六条一丁目の選挙人2件、七条西町一丁目の選挙人7件、学園大和町一丁目の選挙人7件、学園大和町二丁目の選挙人5件、大安寺一丁目の選挙人2件、大安寺二丁目の選挙人3件、大安寺三丁目の選挙人3件、大安寺四丁目の選挙人4件、小川町の選挙人1件、奥子守町の選挙人1件、上三条町の選挙人1件、漢国町の選挙人1件、北風呂町の選挙人1件、北向町の選挙人2件、北室町の選挙人1件、小西町の選挙人4件、五条畑一丁目から五条畑二丁目までの選挙人4件、平松一丁目の選挙人4件、平松二丁目の選挙人3件並びに平松三丁目の選挙人1件

平成29年9月13日	山本 直子	後援会名簿作成の為	富雄元町二丁目の選挙人85件、富雄元町三丁目の選挙人27件、富雄元町四丁目の選挙人63件、富雄北三丁目の選挙人95件並びに学園中四丁目及び学園中五丁目の選挙人21件
平成29年9月25日	広島県広島市中区立町2-29 株式会社 サベイリサーチセンター 広島事務所長 原田 一臣	肝炎検査受検状況実態把握授業に伴う対象者抽出の為	船橋町の選挙人110人
平成29年12月26日	大阪市北区天満橋1-8-30 株式会社 サベイリサーチセンター 大阪事務所長 原田 一臣	人権に関する県民意識調査に伴う対象者の抽出の為	市内全域の選挙人782件
平成29年11月9日	東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞 東京本社 世論調査部長 鳥山 忠志	政治・選挙などに関する世論調査	阿字万字町の選挙人1件、小川町の選挙人1件、奥子守町の選挙人2件、上三条町の選挙人2件、漢国町の選挙人2件、北風呂町の選挙人1件、北向町の選挙人2件、北室町の選挙人3件、小西町の選挙人8件、高天町の選挙人1件、角振新屋町の選挙人6件及び角振町の選挙人1件
平成29年12月21日	東京都中央区築地5-3-2 朝日新聞東京本社 世論調査部長 前田 直人	政治・選挙などに関する世論調査	秋篠町の選挙人6件、秋篠早月町の選挙人2件、西大寺新町一丁目の選挙人1件、西大寺新町二丁目の選挙人1件、西大寺東町一丁目の選挙人1件、西大寺本町の選挙人1件、朱雀一丁目から朱雀三丁目までの選挙人3件、朱雀五丁目の選挙人3件、中登美ヶ丘一丁目の選挙人5件、西登美ヶ丘二丁目の選挙人1件、左京一丁目の選挙人1件、左京二丁目の選挙人3件、左京三丁目の選挙人2件及び月ヶ瀬石打の選挙人6件
平成30年1月10日	東京都中央区日本橋本町2-7-1 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役 鈴木稲博	「2018社会階層とライフコース全国調査」の対象者抽出の為	芝辻町の選挙人18件及び芝辻町一丁目の選挙人15件
平成30年3月12日、13日、14日、15日及び16日	池田 慎久	後援会名簿作成の為	市内全域の選挙人6,075件

2 在外選挙人名簿の抄本の閲覧
該当なし
(平成30年6月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第7号

大和高原北部土地改良区総代選挙を次のとおり行います。
平成30年6月7日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

- 1 選挙の期日 平成30年6月14日
- 2 投票の時間 午前10時から午後3時まで
- 3 選挙すべき総代の数

選挙区	選挙すべき総代の数
第1選挙区	8人
第2選挙区	6人
第3選挙区	16人
第4選挙区	14人
第5選挙区	4人
第6選挙区	2人
合計	50人

(平成30年6月7日揭示済)

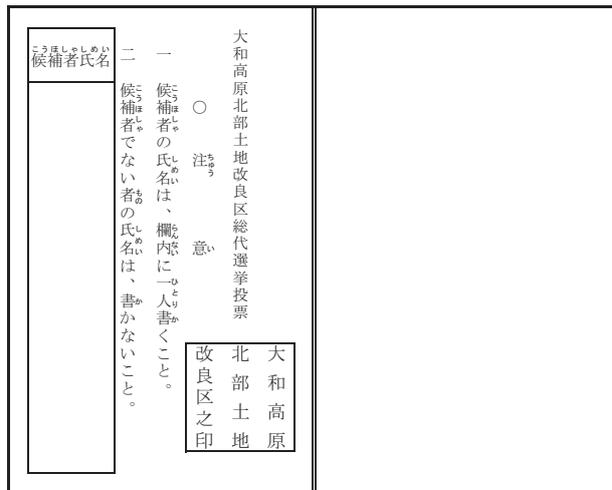
奈良市選挙管理委員会告示第8号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりです。
平成30年6月7日

良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

表

裏



備考

用紙は上質白色とし、文字は黒色とする。
(平成30年6月7日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第9号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を、次のように選任しました。
平成30年6月7日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

選挙区	選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
1	奈良県奈良市邑地町1531番地	辻 太郎	奈良県奈良市丹生町1122番地	中窪 忠司
2	奈良県奈良市月ヶ瀬石打2796番地	辻井 勉	奈良県奈良市月ヶ瀬引436番地の1	小西 功
3	奈良県奈良市都祁吐山町3264番地	中山 廣一	奈良県奈良市都祁白石町2503番地の1	吉井 博俊
4	奈良県山辺郡山添村大字西波多1155番地	大窪 博文	奈良県山辺郡山添村大字助命288番地の1	今久保 忠寿
5	奈良県宇陀市室生下笠間267番地の1	今井 康富	奈良県宇陀市室生上笠間3230番地	下村 雅清
6	奈良県天理市山田町1520番地	西久保 誠三	奈良県天理市山田町2112番地	藪内 延昭

(平成30年6月7日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第10号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における各選挙区の選挙立会人を、次のように選任しました。
平成30年6月7日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

選挙区	住 所	氏 名	住 所	氏 名
1	奈良県奈良市丹生町1304番地	東出 守正	奈良県奈良市水間町708番地の3	岡田 一夫
2	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山2528番地の1	松本 靖雄	奈良県奈良市月ヶ瀬月瀬195番地	杉野 文隆
3	奈良県奈良市都祁白石町3051番地	松田 徹二	奈良県奈良市都祁友田町1520番地	奥本 徳善
4	奈良県山辺郡山添村大字三ヶ谷1345番地	中岡 寛	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬1821番地	上脇 力
5	奈良県宇陀市室生上笠間3228番地	中岡 利三	奈良県宇陀市室生上笠間338番地・339番地合併の2	松村 正治
6	奈良県天理市山田町2274番地	藪内 清光	奈良県天理市山田町2618番地	大石 茂

(平成30年6月7日揭示済)

第1選挙区選挙長告示第1号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙において使用する第1選挙区の選挙長の印を、次のとおり定めます。

平成30年6月7日

大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区
選挙長 辻 太郎
次のとおり省略

(平成30年6月7日揭示済)

第2選挙区選挙長告示第1号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙において使用する第2選挙区の選挙長の印を、次のとおり定めます。

平成30年6月7日

大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区
選挙長 辻 井 勉
次のとおり省略

(平成30年6月7日揭示済)

第3選挙区選挙長告示第1号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙において使用する第3選挙区の選挙長の印を、次のとおり定めます。

平成30年6月7日

大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区
選挙長 中山 廣一
次のとおり省略

(平成30年6月7日揭示済)

第1選挙区選挙長告示第2号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における第1選挙区の選挙長の事務取扱場所を、次のとおり定めます。

平成30年6月7日

大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区
選挙長 辻 太郎

選挙事務取扱場所

所在地

大和高原北部土地改良区事務所会議室

奈良市針町481番地の2

(平成30年6月7日揭示済)

第2選挙区選挙長告示第2号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における第2選挙区の選挙長の事務取扱場所を、次のとおり定めます。

平成30年6月7日

大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区
選挙長 辻 井 勉

選挙事務取扱場所

所在地

大和高原北部土地改良区事務所会議室

奈良市針町481番地の2

(平成30年6月7日揭示済)

第3選挙区選挙長告示第2号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における第3選挙区の選挙長の事務取扱場所を、次のとおり定めます。

平成30年6月7日

大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区
選挙長 中山 廣一

選挙事務取扱場所

所在地

大和高原北部土地改良区事務所会議室

奈良市針町481番地の2

(平成30年6月7日揭示済)

第1選挙区選挙長告示第3号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区について、次のとおり立候補の届出がありました。

平成30年6月7日

大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区
選挙長 辻 太郎

届出 受理番号	届出 年月日	ふりがな 候補者氏名	本籍	住 所	生年月日	職 業
1	平成30年 6月7日	いなば けいじ 稲葉 啓次	奈良県	奈良市日笠町1304番地の1	昭和23年5月23日	農業
2	平成30年 6月7日	かなやま しょうじ 金山 章司	奈良県	奈良市矢田原町乙190番地	昭和28年2月13日	農業
3	平成30年 6月7日	まえ ふみかず 前 二三一	奈良県	奈良市邑地町450番地の1	昭和23年4月20日	農業
4	平成30年 6月7日	ひがし まさふみ 東 雅史	奈良県	奈良市丹生町706番地	昭和35年11月3日	農業
5	平成30年 6月7日	なかた たけし 中田 健史	奈良県	奈良市邑地町1493番地	昭和28年12月12日	農業

(平成30年6月7日揭示済)

第2選挙区選挙長告示第3号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区について、次のとおり立候補の届出がありま

した。

平成30年6月7日

大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区
選挙長 辻 井 勉

届出 受理番号	届出 年月日	ふりがな 候補者氏名	本籍	住 所	生年月日	職 業
1	平成30年 6月7日	いなば えつひさ 稲葉 悦久	奈良県	奈良市月ヶ瀬尾山 228番地	昭和24年11月29日	農業
2	平成30年 6月7日	いおか かつや 井岡 克哉	奈良県	奈良市月ヶ瀬月瀬 496番地の2	昭和36年4月1日	農業
3	平成30年 6月7日	たいはく つねのぶ 大白 常信	奈良県	奈良市月ヶ瀬石打 409番地の2	昭和31年11月3日	農業
4	平成30年 6月7日	にしなか けん 西中 健	奈良県	奈良市月ヶ瀬長引 184番地の4	昭和37年10月8日	有限会社月ヶ瀬 みのり園 代表取締役

(平成30年6月7日揭示済)

第3選挙区選挙長告示第3号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区について、次のとおり立候補の届出がありま

した。

平成30年6月7日

大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区
選挙長職務代理者 吉 井 博 俊

届出 受理番号	届出 年月日	ふりがな 候補者氏名	本籍	住 所	生年月日	職 業
1	平成30年 6月7日	おくたに ふみひと 奥谷 文人	奈良県	奈良市針町2194番地の2	昭和22年12月4日	商業
2	平成30年 6月7日	むらかみ よしのり 村上 良則	奈良県	奈良市都祁小山戸町1127番地	昭和20年9月8日	農業
3	平成30年 6月7日	おおたに しげき 大谷 繁樹	奈良県	奈良市針町607番地	昭和28年2月23日	無職
4	平成30年 6月7日	おおひがし つねお 大東 恒夫	奈良県	奈良市都祁友田町415番地	昭和32年10月26日	会社員
5	平成30年 6月7日	おおひがし とよはる 大東 豊治	奈良県	奈良市都祁吐山町2490番地	昭和22年2月19日	農業
6	平成30年 6月7日	もりた きみよし 森田 公良	奈良県	奈良市上深川町158番地	昭和29年10月14日	農業

7	平成30年 6月7日	こにし としお 小西 俊生	奈良県	奈良市都祁馬場町404番地	昭和30年10月19日	会社員
8	平成30年 6月7日	いまい かつみ 今井 勝美	奈良県	奈良市荻町795番地	昭和31年10月21日	農業
9	平成30年 6月7日	むかい きよかず 向井 喜代和	奈良県	奈良市下深川町1155番地	昭和23年1月13日	無職
10	平成30年 6月7日	くぼ ひろし 久保 廣司	奈良県	奈良市都祁白石町890番地	昭和24年9月7日	農業
11	平成30年 6月7日	おおにし かずとし 大西 一利	奈良県	奈良市都祁白石町2307番地	昭和35年4月6日	自営業
12	平成30年 6月7日	しまもと よしたか 嶋本 義隆	奈良県	奈良市来迎寺町171番地	昭和30年3月16日	農業
13	平成30年 6月7日	いのい やすあき 猪井 康明	奈良県	奈良市小倉町379番地	昭和36年5月12日	会社役員
14	平成30年 6月7日	きたもり よしお 北森 良雄	奈良県	奈良市蘭生町718番地	昭和25年5月28日	農業

(平成30年6月7日揭示済)

第1選挙区選挙長告示第4号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区について、次のとおり立候補の届出がありま

した。

平成30年6月8日

大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区
選挙長 辻 太郎

届出 受理番号	届出 年月日	ふりがな 候補者氏名	本籍	住所	生年月日	職業
6	平成30年 6月8日	うえおか けんじ 上岡 賢治	奈良県	奈良市水間町2166番地の3	昭和45年9月8日	農業
7	平成30年 6月8日	いばらき しげお 荻木 茂雄	奈良県	奈良市水間町2170番地	昭和39年6月16日	農業
8	平成30年 6月8日	にしくぼ かずのり 西久保 一則	奈良県	奈良市丹生町1337番地	昭和33年11月27日	農業

(平成30年6月8日揭示済)

第2選挙区選挙長告示第4号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区について、次のとおり立候補の届出がありま

した。

平成30年6月8日

大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区
選挙長 辻 井 勉

届出 受理番号	届出 年月日	ふりがな 候補者氏名	本籍	住所	生年月日	職業
5	平成30年 6月8日	うえおか よういち 上岡 要一	奈良県	奈良市月ヶ瀬嵩228番地	昭和37年2月6日	農業
6	平成30年 6月8日	そうわ かずゆき 相和 一幸	奈良県	奈良市月ヶ瀬桃香野4621番地	昭和36年9月7日	農業

(平成30年6月8日揭示済)

第3選挙区選挙長告示第4号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区について、次のとおり立候補の届出がありました。

平成30年6月8日

大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区

選挙長職務代理者 吉 井 博 俊

届出 受理番号	届出 年月日	ふりがな 候補者氏名	本籍	住 所	生年月日	職 業
15	平成30年 6月8日	むかい ゆたか 向井 豊	奈良県	奈良市都祁吐山町1845番地	昭和36年1月3日	会社員
16	平成30年 6月8日	うえだ きよし 植田 潔	奈良県	奈良市都祁南之庄町1018番地 の1	昭和25年5月25日	会社員

(平成30年6月8日揭示済)

第1選挙区選挙長告示第5号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区において届出のあった候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数をこえないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第1項の規定により投票は行いません。

平成30年6月8日

大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区
選挙長 辻 太郎
(平成30年6月8日揭示済)

第2選挙区選挙長告示第5号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区において届出のあった候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数をこえないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第1項の規定により投票は行いません。

平成30年6月8日

大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区
選挙長 辻 井 勉
(平成30年6月8日揭示済)

第3選挙区選挙長告示第5号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区において届出のあった候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数をこえないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第1項の規定により投票は行いません。

平成30年6月8日

大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区
選挙長職務代理者 吉 井 博 俊
(平成30年6月8日揭示済)

第1選挙区選挙長告示第6号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における第1選挙区の選挙会場を、次の場所に設けます。

平成30年6月8日

大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区
選挙長 辻 太郎

選 挙 会 場	所 在 地
大和高原北部土地改良区事務所会議室	奈良市針町481番地の2

(平成30年6月8日揭示済)

第2選挙区選挙長告示第6号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における第2選挙区の選挙会場を、次の場所に設けます。
平成30年6月8日

大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区
選挙長 辻 井 勉

選 挙 会 場	所 在 地
大和高原北部土地改良区事務所会議室	奈良市針町481番地の2

(平成30年6月8日揭示済)

第3選挙区選挙長告示第6号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における第3選挙区の選挙会場を、次の場所に設けます。
平成30年6月8日

大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区
選挙長 中 山 廣 一

選 挙 会 場	所 在 地
大和高原北部土地改良区事務所会議室	奈良市針町481番地の2

(平成30年6月8日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第11号

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における選挙立会人を、次のとおり変更しました。
平成30年6月12日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

- 1 解任する者
第2選挙区選挙立会人
奈良市月ヶ瀬月瀬195番地 杉 野 文 隆
- 2 選任する者
第2選挙区選挙立会人
奈良市月ヶ瀬石打443番地 高 嶋 和 美

(平成30年6月12日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第12号

平成30年6月14日

平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙において次の者が当選しました。

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

選挙区	住 所	氏 名
1	奈良県奈良市日笠町1304番地の1	稲葉 啓次
	奈良県奈良市矢田原町乙190番地	金山 章司
	奈良県奈良市邑地町450番地の1	前 二三一
	奈良県奈良市丹生町706番地	東 雅史
	奈良県奈良市邑地町1493番地	中田 健史
	奈良県奈良市水間町2166番地の3	上岡 賢治
	奈良県奈良市水間町2170番地	荻木 茂雄
	奈良県奈良市丹生町1337番地	西久保 一則
2	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山228番地	稲葉 悦久
	奈良県奈良市月ヶ瀬月瀬496番地の2	井岡 克哉
	奈良県奈良市月ヶ瀬石打409番地の2	大白 常信
	奈良県奈良市月ヶ瀬長引184番地の4	西中 健
	奈良県奈良市月ヶ瀬嵩228番地	上岡 要一
	奈良県奈良市月ヶ瀬桃香野4621番地	相和 一幸
3	奈良県奈良市針町2194番地の2	奥谷 文人
	奈良県奈良市都祁小山戸町1127番地	村上 良則
	奈良県奈良市針町607番地	大谷 繁樹
	奈良県奈良市都祁友田町415番地	大東 恒夫
	奈良県奈良市都祁吐山町2490番地	大東 豊治
	奈良県奈良市上深川町158番地	森田 公良
	奈良県奈良市都祁馬場町404番地	小西 俊生
	奈良県奈良市荻町795番地	今井 勝美
	奈良県奈良市下深川町1155番地	向井 喜代和
	奈良県奈良市都祁白石町890番地	久保 廣司
	奈良県奈良市都祁白石町2307番地	大西 一利
	奈良県奈良市来迎寺町171番地	嶋本 義隆
	奈良県奈良市小倉町379番地	猪井 康明
	奈良県奈良市藺生町718番地	北森 良雄
	奈良県奈良市都祁吐山町1845番地	向井 豊
	奈良県奈良市都祁南之庄町1018番地の1	植田 潔
4	奈良県山辺郡山添村大字伏拝551番地	奥田 光則
	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬1082番地	東 寛明
	奈良県山辺郡山添村大字大塩612番地	南谷 和孝
	奈良県山辺郡山添村大字西波多3815番地	永尾 豊和
	奈良県山辺郡山添村大字毛原245番地の2	田中 守
	奈良県山辺郡山添村大字勝原2192番地	奥浦 博文
	三重県名張市桔梗が丘南2番町1街区58号	井上 博文
	奈良県山辺郡山添村大字三ヶ谷953番地の1	東川 敬宣
	奈良県山辺郡山添村大字春日712番地	嘉流 喜隆
	奈良県山辺郡山添村大字菅生547番地	加太 貞通
	奈良県山辺郡山添村大字北野648番地	中窪 政彦
	奈良県山辺郡山添村大字堂前175番地	今谷 直仁
	奈良県山辺郡山添村大字箕輪633番地	福西 英文
	奈良県山辺郡山添村大字岩屋1701番地	山本 孝
5	奈良県宇陀市室生下笠間250番地	吉川 壽一
	奈良県宇陀市室生上笠間2005番地	勝井 潔
	奈良県宇陀市室生小原395番地	小林 基秀
	奈良県宇陀市室生小原258番地	北森 吉也
6	奈良県天理市山田町2266番地	中谷 清貴
	奈良県天理市山田町3053番地	大東 正博

(平成30年6月14日掲示済)		挙において当選した次の者に本日当選証書を付与しました。 平成30年6月14日
奈良市選挙管理委員会告示第13号 平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選		奈良市選挙管理委員会 委員長 西久保 武志
選挙区	住 所	氏 名
4	奈良県山辺郡山添村大字伏拝551番地	奥田 光則
	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬1082番地	東 寛明
	奈良県山辺郡山添村大字大塩612番地	南谷 和孝
	奈良県山辺郡山添村大字西波多3815番地	永尾 豊和
	奈良県山辺郡山添村大字毛原245番地の2	田中 守
	奈良県山辺郡山添村大字勝原2192番地	奥浦 博文
	三重県名張市桔梗が丘南2番町1街区58号	井上 博文
	奈良県山辺郡山添村大字三ヶ谷953番地の1	東川 敬宣
	奈良県山辺郡山添村大字春日712番地	嘉流 喜隆
	奈良県山辺郡山添村大字菅生547番地	加太 貞通
	奈良県山辺郡山添村大字北野648番地	中窪 政彦
	奈良県山辺郡山添村大字堂前175番地	今谷 直仁
	奈良県山辺郡山添村大字箕輪633番地	福西 英文
	奈良県山辺郡山添村大字岩屋1701番地	山本 孝
6	奈良県天理市山田町2266番地	中谷 清貴
	奈良県天理市山田町3053番地	大東 正博

(平成30年6月14日掲示済)		挙において当選した次の者に本日当選証書を付与しました。 平成30年6月15日
奈良市選挙管理委員会告示第14号 平成30年6月14日執行の大和高原北部土地改良区総代選		奈良市選挙管理委員会 委員長 西久保 武志
選挙区	住 所	氏 名
1	奈良県奈良市日笠町1304番地の1	稲葉 啓次
	奈良県奈良市矢田原町乙190番地	金山 章司
	奈良県奈良市邑地町450番地の1	前 二三一
	奈良県奈良市丹生町706番地	東 雅史
	奈良県奈良市邑地町1493番地	中田 健史
	奈良県奈良市水間町2166番地の3	上岡 賢治
	奈良県奈良市水間町2170番地	荻木 茂雄
	奈良県奈良市丹生町1337番地	西久保 一則
2	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山228番地	稲葉 悦久
	奈良県奈良市月ヶ瀬月瀬496番地の2	井岡 克哉
	奈良県奈良市月ヶ瀬石打409番地の2	大白 常信
	奈良県奈良市月ヶ瀬長引184番地の4	西中 健
	奈良県奈良市月ヶ瀬嵩228番地	上岡 要一
奈良県奈良市月ヶ瀬桃香野4621番地	相和 一幸	
3	奈良県奈良市針町2194番地の2	奥谷 文人
	奈良県奈良市都祁小山戸町1127番地	村上 良則
	奈良県奈良市針町607番地	大谷 繁樹
	奈良県奈良市都祁友田町415番地	大東 恒夫
	奈良県奈良市都祁吐山町2490番地	大東 豊治
	奈良県奈良市上深川町158番地	森田 公良
	奈良県奈良市都祁馬場町404番地	小西 俊生
	奈良県奈良市荻町795番地	今井 勝美
	奈良県奈良市下深川町1155番地	向井 喜代和
	奈良県奈良市都祁白石町890番地	久保 廣司
	奈良県奈良市都祁白石町2307番地	大西 一利

	奈良県奈良市来迎寺町171番地	嶋本 義隆
	奈良県奈良市小倉町379番地	猪井 康明
	奈良県奈良市藺生町718番地	北森 良雄
	奈良県奈良市都祁吐山町1845番地	向井 豊
	奈良県奈良市都祁南之庄町1018番地の1	植田 潔
5	奈良県宇陀市室生下笠間250番地	吉川 壽一
	奈良県宇陀市室生上笠間2005番地	勝井 潔
	奈良県宇陀市室生小原395番地	小林 基秀
	奈良県宇陀市室生小原258番地	北森 吉也

(平成30年6月15日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第8号

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明に関する事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年6月1日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明に関する事務処理規程の一部を改正する規程

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明に関する事務処理規定(平成5年奈良市農業委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第6条」に、「生産緑地法(昭和49年法律第69号)」を「生産緑地法(昭和49年法律第68号)」に、「第2条」を「第3条」に、「を適正に処理するため定める」を「に関し必要な事項を定める」に改める。

第2条から第5条までを次のように改める。

(従事事実の確認)

第2条 農業委員会は、農業の主たる従事者等に関する証明願(別記様式)の提出があった場合は、買取り申出事由である死亡又は農業に従事することを不可能にさせる故障を生じた者(以下この条において「死亡故障者」という。)が農業の主たる従事者等に該当するか否かについて、関係する農業委員会委員(以下「関係委員」という。)の意見の聴取、現地調査及び農地基本台帳の記載事項等により事実の確認を行うものとする。

2 死亡故障者が他市町村に住所を有する場合は、当該住所を管轄する農業委員会への意見の聴取又は現地調査及び農地基本台帳の記載事項等により、事実の確認を行うものとする。

(会長専決処理)

第3条 会長は、証明願が出された事案について専決処理する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 紛争の生じるおそれのある場合
- (2) その他当該処理にあたり疑義等がある場合

(総会における審議)

第4条 前条ただし書に掲げる事案で特に慎重に判断する必要がある場合は、総会に付議することができる。

2 前項の規定による総会への付議は、会長、関係委員及び事務局長の三者で協議し、その要否を決定する。

(証明書の交付)

第5条 農業委員会は、前2条の規定により、農業の主たる従事者等に該当すると認めた場合は、速やかに証明書を交付するものとする。

第6条中「審議、決定及び専決処理」を「専決処理、審議及び決定」に改める。

第7条中「農地部会」を「総会」に改める。

別記様式中「あて先」を「宛先」に、「同法施行規則第2条」を「生産緑地法施行規則第3条」に、

「3 買取り申出事由が生じた日 年 月 日」を
「3 買取り申出事由が生じた日 年 月 日

農業委員会委員確認欄 ㊦」

に、「生産緑地法施行規則第2条」を「生産緑地法施行規則第3条」に改める。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

(平成30年6月1日揭示済)

奈良市農業委員会告示第9号

奈良市農業委員会平成30年6月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

平成30年6月7日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

平成30年6月14日(木) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(5月専決処理分)

(3) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)

- 第29条第1号に該当する転用の届出について)
- (4) 生産緑地法に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (5) 知事許可について (5月許可分)
(平成30年6月7日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第2号

本日、中西吉日出議員を奈良市議会運営委員会の委員に選任しました。

平成30年6月11日

奈良市議会議長
北 良 晃
(平成30年6月11日揭示済)